モバイルデータ通信機器　貸与期間延長申請書

国立大学法人東京農工大学　農学部長・農学府長・連合農学研究科長　殿

以下の事項を順守し、貸与を受けたモバイルデータ通信機器の貸与期間の延長を、下記のとおり申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請日 | 　　年　　月　　日 | 学　籍　番　号 | 　　　　　　　　 |
| 学 科 / コース | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 学生氏名（被 貸 与 者） |  |
| 貸与延長期間 | 令和2年　　月　　日まで |

【順守事項】

1. 貸与機材は、貸与期間延長承認書の返却期限までに返却すること。

　被貸与者は、その貸与を受けた時から貸与機材について保管管理などの義務を

負い、盗難・破損等の事故が生じたときは、生じた損害について責任を負うもの

とする。

1. 被貸与者は、その貸与を受けた貸与機材を返却期限日までに返却しない場合は、そのことにより生じた損害について責任を負うものとする。
2. 被貸与者は、貸与機材のいかなる形態であれ、他者の利用または担保物件に供

してはならない。

1. 貸与期間中は、大学のGmailアカウントを毎日確認すること。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

モバイルデータ通信機器　貸与期間延長承認書

　　　　　　　　　　　殿

国立大学法人東京農工大学　農学部長・農学府長・連合農学研究科長

下記のとおり貸与期間の延長を許可します。

|  |  |
| --- | --- |
| 貸　与　期　間 | 令和2年　　月　　日（　　）まで |
| 返却期限 | 　令和2年　　月　　日（　　）必着 |
| 貸　与　機　器 | 1. WiFiルーター本体（含む、SIMカード）
2. 充電器（アダプタ・USBコード）

※一体型充電器の場合あり。 |

注）現時点で8月以降の貸与延長は計画しておりません。貸与期間中に自宅ネット環境の整備を進めて下さいますようお願いいたします。

【問い合わせ】Mail akyomu12@cc.tuat.ac.jp　　（府中地区学生支援室）